

## 授業実施上の留意点

5月11日付通知 別紙4「授業実施上の留意点 緊急事態宣言版」を継続すること。ただし、家庭科の調理実習は中止、宿泊を要しない行事（社会見学等）は実施不可とすること。

## 学校行事等

内 容	現 状	福岡コロナ特別警報期間中
保護者の来校	実施可 (懇談会や保護者のみを対象とした説明会等)	来校は原則不可 ※ 事務手続きや送迎などの来校は可、 各種説明会は原則児童生徒のみ参加
保護者の授業参観	実施不可	実施不可
PTAの会合等	実施可	実施不可
家庭訪問	実施不可 ※ 生徒指導対応等は可、代替方法を検討	実施不可 ※ 生徒指導対応等は可、代替方法を検討
スクールヘルパー	教育支援は不可 ※ 消毒などの環境整備、安全・ブックヘルパー・特別支援教育は可	教育支援は不可 ※ 消毒などの環境整備、安全・ブックヘルパー・特別支援教育は可
児童生徒の集会等	実施可 ※ 保護者参観等は不可	実施可 ※ 保護者参観等は不可
運動会・体育大会	実施可 ※ 1	無観客で実施または10月以降に延期
宿泊を要する行事 (修学旅行・ふれあい合宿・自然教室等)	実施不可 ※ 2	実施不可 ※ 2
宿泊を要しない行事 (社会見学等)	実施可 ※ バスの利用や見学地での感染症予防の徹底を図った上で実施	実施不可 ※ 3

※1 実施方法については、感染症対策等十分検討すること。なお、9月以降の運動会や体育大会における保護者の参観については、人数や場所を制限するなど、感染症対策の徹底を図った上で可とする方向で検討中

※2 9月以降の修学旅行については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されるまでは、延期の対応とする。

※3 環境アクティブラーニング、ミュージアムツアー、天文学習については、福岡コロナ特別警報の期間中は実施不可